

議案第 37 号

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年板橋区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条—第 48 条）」を「第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条—第 48 条）に改める。第 6 章 雑則（第 49 条）」

第 4 条第 3 項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「東京都板橋区児童福祉審議会条例（令和 4 年板橋区条例第 号）第 1 条に規定する東京都板橋区児童福祉審議会」に改める。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の

用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付則に次の4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の規定により、小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(次条において「小規模保育事業所A型等」という。)に配置される保育士の数が1人となるときは、第29条第3項及び第44条第3項の規定は、適用しない。

第8条 1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型等において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第3項の改正規定 令和4年7月1日
- (2) 付則に4条を加える改正規定 令和5年4月1日

(提案理由)

家庭的保育事業者等に対する勧告に係る規定を改め、保育士の配置に係る特例を定める等するほか、所要の規定整備をする必要がある。